

2016年 事業承継・相続対策支援チーム
3/22 (木) 「**第4回民事信託検討会**」開催のご案内

■前回の検討会では、メンバーの税理士と弁護士で進めている民事信託案件(ケーススタディ1)の進捗状況を報告、活発な全体検討を行いました。また、新たな参加司法書士からの案件の報告と検討(ケーススタディ2)を行いました(論点は下記を参照)。

■ケーススタディ1の相談者は、「父が所有する不動産を、今のうちに管理運営できる体制にして、将来、親族外に渡らないように守りたい。またゆくゆくは財産を孫に集中させたい」といった要望があります。今回の検討会では、民事信託契約の最終段階として各カ所の確認・検証・調整を行います。

■JPBMに対して相続・事業承継に関わる専門企業より、各地域での民事信託の相談受け皿体制として連携を結びたいといった要望があります。検討会の中で具体的な対応方法を進めていきます。

*** 営業ツールとして小冊子「民事信託の手引き」作成中! 現在意見聴取、集約しております。**

《前回の検討内容と論点》

【ケーススタディ1より】

- ☆信託財産 → 一部にとどめ、後で追加するか。
- ☆受託者 → 現状の不動産管理会社か個人か。
- ☆受益者 → 委託者、受託者(法人)、子供・孫等で課税関係が変わってくる。枠組みを決めてから各税額を検討する形かどうか。

☆全体を決めた後金融機関の承諾も必要、タイミングを図る。

【ケーススタディ2より】

- ☆既に自社株対策は決まっている。残った賃貸マンションを、信託を使って奥様と長女で受益権を移して行く形を検討。受託者を誰にするか。
- ☆元本受益権と収益受益権に分け、前者を長女、後者を奥様にしてはどうか。受託者は法人設立でもよいと考える。



*** 実務スキームの検討とフレーム作り**

【当日予定される検討内容】

- 前回出された課題の論点整理と検討
- 新たな事例の検討と信託の業務化に向けた取り組みおよび意見交換(会員および参考企業)
- 今後の活動概要とスケジュール

※検討会の情報交換に向けたメーリングリストを設定しました。登録希望の方のお申込も受付致します。

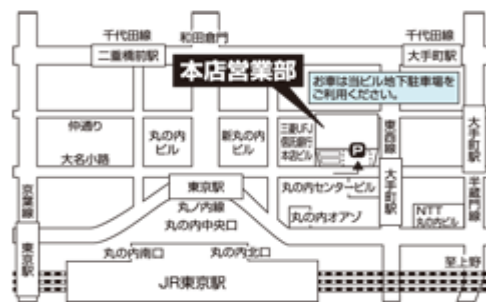
【開催概要／お申込書】

●開催日時: **3/22** (火) 15:00~17:00

●会場: **三井住友信託銀行本店営業部会議室**
 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

●参加費: **1,000円(資料代・税込)** ※相談者、事前資料提供者は除きます。

●お問合せ: **JPBM** (株)JPBM 若松、山形
 TEL:03-5295-4620
 FAX:03-3526-3051



東京駅丸の内北口徒歩5分 地:大手町駅B1

*「民事信託検討会」の第4回ミーティングに参加()、メーリングリスト登録()します。平成 年 月 日

貴事務所名	電話
お名前	FAX
	E-mail

* 事業承継相続対策支援チーム登録用紙が欲しい ()